

議案第16号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合は、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を追加する。

いう。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第2条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、二十世紀梨記念館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>二十世紀梨記念館の利用の許可に関する業務</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>二十世紀梨記念館の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>前2号に掲げるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関する業務（知事のみの権限に属するものを除く。）</u></p>	
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第3条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1</u></p>	

日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第4条 二十世紀梨記念館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 二十世紀梨記念館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合その他規則で定める場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及び前項の休館日を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第5条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするととも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなけ

(利用の許可)

第2条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするととも同様とする。

2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をするものとす

ればならない。

(1)～(4) 略

3 指定管理者は、二十世紀梨記念館の管理上必要があると認めるとときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第6条 略

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館への入館を拒み、又は二十世紀梨記念館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する

る。

(1)～(4) 略

3 知事は、二十世紀梨記念館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第3条 略

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館への入館を拒み、又は二十世紀梨記念館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第4条 知事は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第2条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第5条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認め

と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) 略

(利用料金)

第9条 二十世紀梨記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として受受させる。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定め

るときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) 略

(使用料の徴収)

第6条 高等学校の生徒、学生又は一般人による二十世紀梨記念館の利用については、1人1回につき200円の使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

る。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第11条 略

(権限の委任)

第8条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第9条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定による指定及び新条例第4条第1項若しくは第2項、第9条第2項又は第10条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。